プレスリリース

2020年12月22日

金融安定理事会は、IFRS 財団及び当局に対し、TCFD 提言を気候関連財務リスク開示の基礎として用いることを推奨

企業による気候関連財務リスクに関するグローバルに一貫した比較可能な開示は、気候変動に起因するリスクを管理し、機会をつかむために必要な情報を金融市場に提供する手段として、市場参加者や金融当局にとって一層重要になってきている。

金融安定理事会(FSB)は、企業が直面している気候関連財務リスクについて、投資家、貸手、保険引受人の意思決定に有用な情報を提供する際に企業が利用する自主的な開示に関する提言を策定するため、2015年に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を設置した。TCFDは2017年に開示に関する提言を公表した。それ以来、約1,700の機関がTCFD提言への支持を表明している。世界の公開企業の企業規模上位100社のうち60%近くがTCFDを支持しているか、TCFD提言に沿った報告をしているか、あるいはその両方を行っている。TCFDは、引き続き世界中でTCFD提言の採用を促進し、またモニタリングしており、その実施を支援するための補足ガイダンスを公表した。

一貫性のある自主的な気候関連開示を促進する業界主導の取組みの進展と並行して、公的部門が国や地域レベルで要件や指針を策定したり、国際基準の策定を検討したりする取組みも増加している。グローバルに一貫した開示を促進し分断を避けることについて、公的部門と民間部門の足並みが十分に揃っていることが重要である。

そのため、FSB は、2020 年 9 月に公表されたサステナビリティ報告に関する IFRS 市中協議文書において提示されているような、最初は気候関連財務情報開示に関する基準に焦点を当てるという IFRS 財団評議員会の推奨するアプローチを歓迎する。財務リスク管理上の気候関連情報に対する投資家の関心が高まっていること、また、この分野に関する要件や指針を策定するために国や地域の当局が既に取り始めている行動における世界的な一貫性の重要性を考えると、最初は気候関連情報に焦点を当てることは適切であると思われる。

このような国際的に合意された開示のための最低基準は、通常通り、個々の当局が希望すれば、それ以上の取り組みを行うことを妨げるものではない。

FSB は、IFRS 財団に対し、TCFD 提言を気候関連財務情報開示に関する基準の基礎として用いることにより、TCFDの取組みに基づいた作業を進めることを強く推奨する。 TCFD 提言は、世界中の様々な金融・非金融セクターの財務報告書の利用者及び作成者が発展させ、彼らのニーズに直接対応する包括的な枠組みを示している。TCFD 提言は、財務報告書の利用者及び作成者から広く支持されている。

FSBは、気候関連開示に関する要件や指針を策定している国や地域の当局に対し、TCFD 提言を基礎として用いることを検討するよう強く推奨する。このようなアプローチの一貫性は、法域間で、また、現在策定されている要件や指針と将来導入される可能性のある国際基準との間での、市場分断のリスクを回避するのに役立つであろう。

グローバルな協調を一層促進するために、FSB は、グローバルに比較可能で、質が高く、監査可能な TCFD 提言に基づく開示基準を促進する方法を、基準設定主体や他の国際機関と共に模索していく。FSB は、2021 年 7 月に開催される G20 財務大臣・中央銀行総裁会議にこの分野の進捗状況を報告する。

(以上)